

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和6年度第11回登米市農業委員会総会		
開催日時	令和7年2月25日（火） 午後1時30分 開会 午後2時51分閉会		
開催場所	中田庁舎3階 旧議場		
議長の名氏	会長 高橋 清範		
出席者 （委員） の氏名	【農業委員】 1番 小野寺 義 幸 2番 鈴木 泰 子 3番 田 島 幹 雄 4番 三 塚 芳 毅 5番 五十嵐 幸 喜 6番 柴 崎 専 一 7番 佐 藤 久 順 8番 浅 野 和 宏 9番 岩 淵 勉 10番 岩 崎 とみ子 11番 阿 部 静 男 12番 千 葉 昭 広 13番 小野寺 鉄 子 14番 阿 部 晃 徳 15番 加美山 竜 太 16番 高 橋 健 之 17番 鈴 木 巖 18番 芳 村 忠 市 19番 芳 賀 秀 二 20番 櫻 井 利 光 21番 佐 藤 瑛 彦 22番 鹿 野 昭 子 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範		
	【農地利用最適化推進委員】 1番 門 脇 昭 雄 2番 及 川 祐 宏 3番 田 崎 光 雄 4番 千 葉 久三男 5番 東 敬 三 6番 芳 賀 定 一 7番 高 橋 弥寿仁 8番 白 石 久 喜 9番 佐々木 正 志 10番 岩 渕 和 也 11番 青 山 信 一 12番 千 葉 利 行 13番 佐 藤 啓 14番 千 葉 孝 二 15番 佐々木 喜 朗 16番 千 葉 博 直 17番 佐々木 尚 18番 小野寺 堅 二 19番 小 出 隆 則 20番 豊 澤 啓 司 21番 佐々木 武 雄 22番 佐 藤 晃 23番 鈴 木 一 義 24番 小 林 弘 幸 25番 石 堂 貴 博 26番 佐 藤 進 27番 土 生 浩 也 28番 亀 井 達 夫 29番 近 藤 充 30番 白 鳥 剛 （ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）		
事務局職員 職 氏 名	農業委員会事務局 小野寺事務局長、佐々木事務局次長、山形事務局長補佐、 佐藤主幹、三浦主事、書記：園田農地管理係長		

議 題	報告第 38 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 報告第 39 号 使用貸借権の合意解約について 報告第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について 報告第 41 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 69 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 70 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 71 号 非農地証明願について 議案第 72 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第 73 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第 74 号 登米市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）に対する意見について
会 議 結 果	報告第 38 号 すべて可として意見決定した。 報告第 39 号 議案書のとおり報告した。 報告第 40 号 議案書のとおり報告した。 報告第 41 号 議案書のとおり報告した。 議案第 68 号 議案書のとおり決定した。 議案第 69 号 すべて可として意見決定した。 議案第 70 号 すべて可として意見決定した。 議案第 71 号 議案書のとおり決定した。 議案第 72 号 議案書のとおり決定した。 議案第 73 号 議案書のとおり決定した。 議案第 74 号 総会における意見を追加、整理して会長専決で意見書を提出することとした。
会議の概要	下記のとおり
会 議 資 料	・議案書 ・議案説明資料 ・諸般の報告 ・農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 18 番 芳村忠市委員、議席番号 19 番 芳賀秀二委員を指名します。

議長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。
議長	日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 38 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出についてから、日程第 7 報告第 41 号農地基本台帳新規（補正）登載申請についてまでを一括議題といたします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 38 号から報告第 41 号を終わります。
議長	次に、日程第 8、議案 68 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 1 区の委員の案件の報告に登壇してお願いします。
19 番委員	令和 7 年 2 月 20 日に実施した登米市農業委員会第 1 区現地調査の結果を報告します。 農地法第 3 条の進行番号 4 番は、別紙議案説明資料 1 ページから 7 ページに記載されている通りです。申請内容は、栗原市に居住する譲受人が登米市中田町に居住する譲り渡し人から、迫町新田地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。譲受人は、登米市迫町新田に転入し農機具などを購入する予

定で、機械の能力などから見て効率的に利用できるものと見込まれるため許可については妥当との意見で一致しました。

農地法第3条の進行番号10番は、別紙議案説明資料8ページから14ページに記載されている通りで、申請内容は、登米市南方町に居住する譲受人が、登米市南方町に居住する譲り渡し人から、南方町新一ノ曲地内の農地を譲り受け耕作を行うものです。譲受人は、新規就農者であります同居する農業経験のある両親から指導を受け一緒に耕作することです。また、保有している機械の能力などから見て、効率的に利用できるものと見込まれるため許可については妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告します。

令和7年2月25日

現地調査委員。

17番 鈴木 巖 委員

18番 吉村 忠一 委員

19番 芳賀 秀二 委員

議長

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

《いずれも支障なしの声》

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第9、議案第69号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、さらに、日程第10、議案第70号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を一括議題といたします。

議案第70号の進行番号1番は、16番高橋健之委員が代理人として関係し

ている案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。

したがいまして、審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、本議案の審議は分離して行うことに決定いたしました。

初めに、議案第 70 号委員の案件進行番号 1 番についての審議に入ります。

本案件は、16 番高橋健之委員の案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第 1 区の委員の案件の報告を登壇してお願いします。

19 番委員

農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 18 ページから 20 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内であることから、第 3 種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件は満たされており転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告いたします。

令和 7 年 2 月 25 日

現地調査委員。

17 番 鈴木 巖 委員

18 番 吉村 忠一 委員

19 番 芳賀 秀二 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第 70 号の委員の案件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

《質疑なしの声を確認》

	なければこれで質疑を終わります。 これより議案第 70 号の進行番号 1 番を採決します。 お諮りします。 本案は、可とすることにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって、議案第 70 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について進行番号 1 番は、審議の結果可とすることに決定いたしました。 16 番高橋健之委員の入場を許可します。
議長	次に、議案第 70 号の委員以外の案件について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 最初に第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。
19 番委員	農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 15 ページから 17 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅と車庫の建築及び物置を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、また、申請地はすでに農外利用されていることから、申請人より顛末書徴しやむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。 農地法第 5 条の進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 21 ページから 23 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅兼貸事務所を新築するもので、農地区分としては、市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域内の用途地域内であることから、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件は満たされており転用は妥当との意見で一致しました。 第 5 条の進行番号 3 番については、別紙議案説明資料 24 ページから 26 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に農機具整備工場を設置するもので農地区分としては、第 1 種農地で原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 27 ページから 29 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に駐車場通路及び作業場を整備

するもので農地区分としては、第1種農地で原則的には転用許可ができない農地であります但例外的に許可することができる農業用施設を整備するものであり転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件は満たされております。また、申請地の一部がすでに農外利用されていることから、申請人により顛末書を徴しやむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料30ページから32ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告いたします。

令和7年2月25日

現地調査委員。

17番 鈴木 巖 委員

18番 吉村 忠一 委員

19番 芳賀 秀二 委員

議長

次に、第2区の報告を登壇してお願いします。

21番委員

現地調査報告について、令和7年2月20日に実施した登米市農業委員会第2区現地調査の結果を報告します。

農地法第5条の進行番号6番については、別紙議案説明資料33ページから35ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に資材置き場を整備するもので、農地区分としては第1種農地で原則的には転用許可ができない農地であります但例外的に許可することができる許可することができる集落に接続して設置されるものであり転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料36ページから38ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に倉庫及び物置を設置するもので農地区分としては農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地であります但例外的に許可することができる用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が整備されるものであり転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告します。

令和7年2月25日

現地調査員

10番 岩崎 とみ子 委員

20番 櫻井 利光 委員

21番 佐藤 瑛彦 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第 69 号、議案第 70 号について一括して質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 69 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号 1 番は既に利用状況が変更になっていることから、今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導すべきことを付すことにいたします。これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について委員以外の案件は、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 70 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号 4 番は既に利用状況が変更になっていることから、今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導すべきことを付すことにいたします。これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について委員以外の案件は、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に日程第 11、議案第 71 号非農地証明願について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 12、議案第 72 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

本案件は、所有権移転の進行番号 7 番、利用権設定の進行番号 2 番、6 番から 7 番、17 番から 18 番、31 番から 32 番、53 番から 54 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。従いまして審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めますよって本議案の審議は分離することに決定いたしました。初めに、委員の案件、所有権移転の進行番号 7 番、利用権設定の進行番号 6 番から 7 番についての審議に入ります。本案件は 3 番、三塚芳毅委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 72 号委員の案件、所有権移転の進行番号 7 番、利用権設定の進行番号 6 番から 7 番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 72 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての所有権移転の進行番号 7 番、利用権設定進行番号 6 番から 7 番は、原案の通り決定いたしました。

3 番三塚芳毅委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、委員の案件、利用権設定の進行番号 2 番についての審議に入ります。本案件は 12 番千葉昭広委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 72 号委員の案件、利用権設定の進行番号 2 番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 72 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決

定についての利用権設定進行番号 2 番は、原案の通り決定いたしました。
12 番千葉昭広委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、委員の案件、利用権設定の進行番号 17 番から 18 番についての審議に入ります。本案件は 22 番鹿野昭子委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。
これより議案第 72 号委員の案件、利用権設定の進行番号 17 番から 18 番を採決いたします。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案 72 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定進行番号 17 番から 18 番は、原案の通り決定いたしました。
22 番鹿野昭子委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、委員の案件、利用権設定の進行番号 31 番から 32 番についての審議に入ります。本案件は 18 番芳村忠市委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 72 号委員の案件、利用権設定の進行番号 31 番から 32 番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 72 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定進行番号 31 番から 32 番は、原案の通り決定いたしました。

18 番芳村忠市委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、委員の案件、利用権設定の進行番号 53 番から 54 番についての審議に入ります。本案件は 17 番鈴木巖委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 72 号委員の案件、利用権設定の進行番号 53 番から 54 番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 72 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定進行番号 53 番から 54 番は、原案の通り決定いたしました。

17 番鈴木巖委員の入場を許可します。

《委員入場》

議長

次に議案第 72 号の委員以外の案件について審議に入ります。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

19 番委員

基盤強化の方、毎回金額等もいろいろ米価等の関係もありまして、高い安いはつくと思うんですけども、今回ちょっと 30 番からの案件が余りにもちょっと金額的に田・畑 12 筆で 8 反ってという面積を、反当 2 万円以下っていう条件がついてるんですけども、状況がちょっと見えてないので、どういう状況で耕作不便地とか、値段安くっていうところはいろいろあると思うんですけども、ちょっと金額的なところをかなり低いので、これの説明をしていただければと思うんですけど。

事務局

お答えします。30 番なんですけど、双方の合意の上で総額 15 万円で決ましまして、それを反当で割った単価で計算したものがこの金額になります。

説明は以上になります。

19 番委員	貸借の方は市内平均とかいろいろ出てくる金額提示になるんですけども売買に関しては提示はないので。私たちも、どれぐらいで今取引されてるっていうので、やりとり仲介入るとあると思うんですけども、その段階で、余りにもちょっと安い金額っていうのが、基盤強化を使つての提示させられると、どうしてもこういう金額でも売ってるところあるんじゃないのかっていう話になってくるとどうしてもいくら双方が同意されても、あんまり、もともと農業委員会はあんまりほら、農地の乱売を抑制しましょうっていうのは皆さんの同意で多分動いてたと思ってたんですけども、あんまり安いときは、それなりの指導等、それでも双方が、どうしてもこの金額でっていうのでしたらっていう話で、前々何回も繰り返してはきたと思うんですけども。今回に関しては、前農業委員さんが提示の金額で、もともとあんまりの東和の方あんまり高い金額で売買は動いてないのはわかって、重々わかってたんですけども、今回、いつもの10分の1を切るような、反当20万円ぐらいでやりとりしてるのはいつも記憶にあるんですけども、今回それをさらに丸1個少なくしてきた金額っていうのがどうしても挙げられると、やっぱ今後の売買等にもいろいろ支障を来たすと思うんですよ。幾らの相互の合意ですって言われても、ちょっとでしたら分離して、高い土地がこれ、合算で15万で割りましたって単純に言われればその通りだと思うんですけども。一番いいのが田んぼがものすごくいいのがあってそれを15万で残りは全部附属ですよっていう話だったらわかるんですけども、なかなかそういう何て言うんすかね。金額を、いきなり下げられるとやはり他の農業委員さんも、相談等で大分苦勞することが出てくると思いますし、地価単価の平均値も大分下がると思いますので、この辺、どうしたらいいか皆さんにご意見いただければと思います。
23 番委員	中田町時代にもうこういう案件が1件あったと。お互いに決めて、それが基準になって、まず、今、こういう金額でこんな安く出て、高いんだと、いうような、意見が、現実出たという事例がございます。たまたま私の地区なもんですから、いや何でそうなったんだと、本人に聞いたら、ある行政書士が入って、その中で、ちょっと2人もあったもんだから、この金額になってしまったということで、通常の価格の半分以下でした。ということで、やっぱそういうことがあるとそれが事例になってそれからどんどん、登米市内も下がっていったという現実、そういうことがありましたということでございます。
9 番委員	私もですね、今月の10日ぐらいだったかな。基盤整備した田んぼと、それから基盤整備されてない田んぼでの取引価格、どのぐらいなってるのっていう問い合わせ実はあったんです。特にですね。だからそういう意味で私は今、これ15万ってのは言わなかったんですけどね、大体20万ぐらいかなというお話はしたんですけどなんかやっぱりねチラッとその人、どっかで聞いたのか、やっぱりなんか随分安くなってるようなところあるみたいだねって話聞いた

んで、いや俺それはちょっとよくわかんねって言ったんですけどね。やっぱ
りそういうことで今、委員さん言ったようにですね、これあんまり低くされ
たりすると、非常に答えるの辛いなど、いうふうに思っていました。

事務局

意見いただきましてありがとうございます。まず、売買に関しては、委員
の皆様はこの議案書の中から、より近いところの情報得られるところですが、
一般の方は、宮城県の情報としての平均になります。その売買というのは
件数が少ないことから県レベルでないと平均が一定しないということでその
数字を使うことになるのですが、やはり県のレベルで平均すると高いとい
うのが現状です。その上で、ご本人さんたちがいろいろな情報を得た中で情
報金額を決定いただき、さらには、今回のように、逆に安いケースもあったり
して非常に価格の指導というのは難しいところもございますが、やはり委員
おっしゃる通り、逸脱するような価格に対しては、本当にこれでよろしい
ですかということを重ね重ね聞きながら進めていきたいと思っておりますので、指
導の限界はあるものの、きっちりと目を凝らして対応していきたいと思いま
すのでよろしくお願いいたします。なお、安い方の部分については、上げろ
というものなかなか難しいですし、安い方には安い方なりの考えがあるのも
感じてはいるところですが、それにつけてもやはり、平均にできるだけ
寄るような指導を心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5 番委員

委員から金額ことを言われましたけど、実は新井田南部地区基盤整備やっ
て 12 年になるか、基盤整備やって大きい 1 町歩の区画の田んぼなんです。そ
れで私も、とても 20 万ではこれ売買されて困るんだということで話をしまし
た。しかしながら売る方っていうかね、土地もいらないんだと。というの
は、私、持ち主は多賀城の方なんです。それ耕作はできないから、何ぼでも
いいんだということで言われましたけども、嫌やなんぼでもって言われても
今後の値段に響くもんで、最低でも 30 万以上じゃないと、売買して欲しくな
いんだと訴えました。しかしながら売る方ではいいからなんぼでもっていう
ような話でしたんで、私も、極力新井田南部地区の田んぼは、最低でも 30 万
以上で買っていたきたいんだということで、大分言いましたけどもね、聞
き入れられなかったということで 20 万になったんで、今後の売買につきまし
ては、20 万を参考にするんじゃなくして 30 万以上の金額で売買して欲しい
ということで訴えて参ります。委員には大分安くて、お世話したってこと言
われますけどもそういう事情がございましたんで、20 万という金額には、前
回の議会議案で確かやったと思うんです。そういうことで、安くはしないよ
うに頑張りますんでよろしくお願いいたします。

事務局

すいません先ほどの芳賀委員さんのご質問の中にあつたおそらく田んぼど
こがいいところがあつて残りは贈与なのかなあみたいなお話がありました。
私も今回の申請についてはそうじゃないかなっていう推測を立てておりま

す。まず良いところについて値段をつけました。ただし基盤法の売買では、贈与という手続きがないために、割り戻すような形で全体薄めた形で今回、もしかしたら売り主買主の方でそういった話をして3条じゃなく、基盤法で売買するために、このような単価設定になったのかなあというふうに、ちょっと推測されるところではございます。ただですね、私たち、金額については毎度お話をさせていただいてるんですが高いとも安いともなかなかいえる立場になくてですね、どちらかに対して金額を提示したときには、片方から、必ず不満が出るっていうのが、大多数の場合、事件事故に繋がる部分がありますんで、金額についてはあまり誘導等できない状況ではあります30万とか20万とか25万とか、相手方から言われたときには、割とその辺の金額はよく見ますみたいな回答はするんですが、そういった部分もありますので、今後ももしかしたらこういった部分出てくるかもしれないんですが極力売買の部分と贈与の部分、しっかり分けるような形で申請するように指導するような形をとることができれば、今回のような単価が極端に下がるっていうことがないと思われまますので、正しい形で申請の方なるべくさせるように指導の方をしていきたいと思ひますのでよろしくお願いしたいと思ひます。

議長

はいありがとうございました。いろいろ本人のいろんな、状況っていうかねその地域によっても違うし、いろいろあるようですから、一概に標準的なものを設けることもできないだろうと思ひますし、本当に難しいこともありますけどね。すいませんありがとうございました。
他に質問はありますか。

10 番委員

今のお話で堤外とかいろいろ条件がこういうことなんだよっていうご説明あったんですけど、この中に、どこがそういう土地だよって表示する部分ってできないんでしょうか。何もわかんないからいつも変な質問ばかりして申し訳ないんですけど、何かそういうものを、わかるような1個ずつじゃなくてもいいので、例えば4筆のうち堤外含むとか、なんかそういうこの見てわかるような、何かがあれば、この金額は普通の田畑ではない場所なんだなっていうことがわかるようなふうにはできないんですか。

事務局

案の提供ありがとうございます。技術的にできるかできないかという、できるんですが、要は航空写真を見てここは堤外とか堤内とかできるんですが、案件今回129件ありましたけれども、この中の、さらに筆毎となってくると、相当な作業になります。なので、例えば、台帳の中にここが堤外だよとかっていうのがあれば、またちょっと違うんですけども、今現在そういう情報がないことから、一筆一筆、ここは堤外、それから、堤外以外にも沼地だよとか機械が刺さるよとかいろんな情報あると思うんですけども、そういったものが基本情報になってくるし、さらには今お話にありましたものってなかなか体調崩されてそういう価格の原因になってきたということもございますので、この価格の部分については、かなり原因が多岐にわたると思ひますので、でき

る限りわかる情報は入りたいと思うんですけども、堤外ぐらいはもしかするとというのは検討はして参りますが、当面の間はこの状態で進めさせていただきたいと思いますので、どうかご理解いただければと思います。

10 番委員

内容的には十分承知なんですけど、売り買いする人の売る人は自分の土地なのでわかりますよね。申し出してもらおうようにして、チェックをかけるとか、結局委員の言ってることが解消できなかったら、言ってることわかりますよ。わかんなんですけど、いくらでも防止したほうがいいんじゃないですかっというそういう趣旨の話なので、作業するのは大変なのは十分承知していますが、見てわるような何かこう記しみたいな程度でいいからあんまりこう、詳しい情報でなくてもいいから、そういうのを付属させておけば、いろいろと皆さん何かのときに使いやすいとか説明しやすいっていうか、こっちはこっちで、ただ 15 万どうのこうのとかって、これはこういう中身なんですよっていうのを、誰が見ても、あそうか、これは標準以下なんだなっていうことすらわかればいいなと思うので、いろいろ仕事忙しいのはわかるんですけど、わかりやすいような、みんなが共有できるような、一目瞭然で、ここは普通の当時じゃないからこういう言うなっていうような、そういうふうなことをしないと、委員言ったことは解決できないし、我々の土地を我々で下げるっていう事はやっぱ防止しなきゃいけないということなんじゃないでしょうか。

事務局

前にもですね極端に高かったり、3 条申請とかで、極端に高かったする場合は、議案説明の中で説明申し上げておりましたので、これからもですね、極端に高いものや低いものにつきましては理由につきまして、議案説明の際に説明させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長

よろしいですか。

その他になればよろしいですか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 72 号の委員以外の案件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 72 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての委員以外の案件については、原案の通り決定いたしました。

議長	次に、日程第 12、議案第 73 号農地利用状況調査に伴う、非農地の判断について、を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声確認》 ないようですのでこれで質疑を終わります。 これより議案第 73 号について採決します。 お諮りします。 本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案第 73 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の通り非農地として決定することにいたしました。
議長	次に、日程第 14、議案第 74 号登米市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案について、を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
11 番委員	運営会議のときには、お聞きになったんですけども、この意見を出すことはいいと思いますけれども、集積計画そのものにどの程度影響するかわかりませんが、私たちがですね一生懸命作ったこの各地域の計画目標地図という素案があるんですけども、この中で着色されている地区があるんですけども、この中でですね、ここの 1 番目のこの開田地帯とか、或いは地域計画の 3 番目の地域計画の区域っていうものについて、この辺でもう少

し吟味しどうかっていうことを話してたんですけれども、これらがですよ、この地図に、反映されて、産業経済部だか、或いは国で言うのかわかんないんだけど、出てくるときここをもう少し再検討してはいかがなものかと思っています。1つ例をとりますと、迫地域において、この開田地帯と。私も家へ帰って見たんですけれども、確かにですね、伊豆沼と長沼の間については、非集積エリアということになって、この辺がいろんな補助事業等が導入可能ならば、この辺の色のつけ方、もう少し検討していただきたいなと思います。それから、この計画区域の地域計画の区域ってということについてもですね、再度、各地域について点検していただいて、それで、この素案っていうのを作成してはいかがかなと思います。あとその点については確かに立派なことはあるんでしょうけども、これらが全部集積・集約の方にですね反映されるとはなかなか私は思っていないと思います。1つお願いなんですけども、この5番目の土壌対策なんですけども、これを、確かにこの通りなんですけども、そのために、JAみやぎ登米の米は安いってということで、裏では、買い叩かれてんですけども、石越と迫町がこれに該当するわけですよ。迫川流域が細倉鉱山の絡みでですね汚染されているから、この流れなんですけれども、こういうことが果たして一般的に言っていいいかどうかわかりませんけども、こないだ桜井先生もお話したように、全体的に日本全国伝わってるのかもしれないけども、この対策っていうのは、ちょっとした資金、事業費でですね、できる問題じゃないです。石越しでもやりましたけども、何千万の億単位の金をつぎ込んでですね。とてもとてもできるような状態ではないです。ですからこの辺を、どう改良するかかわかんないんですけれども。表現方法ですね、やわらかくしていただきたいと思います。以上です。

事務局

様々ヒントになることがあったと思います。例えば、細倉鉱山の関係の情報もよくわかりましたし、迫の方からもいしこしにわたって影響があることは情報をいただいておりましたし、さらには、迫地域の話合でもやっぱりこの直接表現するのも怖いねという話が出ていた中での直接の名称を入れないで留めているところで相談させていただきながらこの表現にとどめているところでございます。ただ、やはりそういった対策が必要であることと地形的に歴史的に難しいことも含めて、市の方に、正しい形で伝えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。情報提供いただきましてありがとうございました。

13 番委員

今日この意見について、産業経済部の方はどうしていらしてないのかっていうのが質問です。この間私たちにいろんなことを投げかけて、今日いらっしやらないのでしょうか。

事務局

本件につきましてはやはり産業経済部が重要な役割になってますので、出席いただきたいということでご案内は差し上げてたところです。ただ、議会の対応ございまして、今回につきましては出席できないということでお断り

	いただいた経緯がございます。以上でございます。
13 番委員	来られないっていうのはとても残念です。
事務局	今の関係でですね、私どもの方から、産業経済部の方にご出席の方は依頼をさせていただきました。ただ、今係長言った通り議会の対応等でちょっと職員の対応が難しいということでしたが、前回職員の方々が出席させていただいて説明、それから、ご質問にご回答していったので、それが最終的には、今回の中でまとめて提出させていただく。出席ができないということでしたので、提出させていただきますということで、お伝えはしているところでございます。
13 番委員	この文章の最後のところに、農林業センサスの調査結果について、5年に1回やってる調査なんですけれども、先日、産業経済部の方にお話した結果、今年2月にその調査をしてるってこともわからない状態でした。ここに、今後、これらを生かしてって言うてありますけれども、10年前のデータ、5年前のデータ、それで今年度のデータを、今後っていう言葉で、さらっと流して欲しくないな。しっかりとここのところは、産業経済課情報提供し、もうまとまって今月中にまとまるはずですので、それをまとめて、まだです。締め切りは今月中ですよ。6月でもいいんですけれども、それらを産業経済部では、今までも全然認識しないで、農業委員会と関わっていました。そういうものがあるとすれば、まず5年前のデータから、今回の統計の取り方とかいろんなことについて、計画が立てられたと思います。実際に集積率とかなんかは、石越の部分についてはある程度把握できると、今回提出しようとする資料に対して全然違ってます。だから、早急にデータ出た場合に修正して、さらに課題をしっかりと持ってやってかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思って、今日そのことを伝えたくて。待ってたんですけれども残念です。以上です。
事務局	委員の意見につきまして、私の方からもきちっと伝えていきたいと思えますし、ただ、私もこの意見をいただいてはっと気づいたことがありました。農林業センサスやってるのは当然わかっていたんですけれどもやはり、地域計画でも足りないことが、この中にあるかもしれないですし積極的に活用すべきだなとも思いました。ただ、本当に個人情報として使っているのかこの目的でいいのかっていうところも含めて整理をする必要はございますが、やはりこういう視点を持って、今回の地域計画をブラッシュアップしていくのが大切だと思いましたので、この意見をきっちり伝えて次に繋げていきたいと思えます。ありがとうございました。
議長	今いただいた何人かの方々の意見も、重要でございますので、これから来年度に向けた見直しなんかになったときには、そういうのをちゃんとしつか

りとその中に入れていきたいと思いますので、どうぞ皆さんこれからのね、状況をよく地域ごとでいいですからいろんな情報をこちらにも伝えていただければと思います。

どうぞよろしくお願いします。

他にないですか。

10 番委員

つけ足していただきたいっていうよりも、ちょっと強く、表現してもらいたっていうのがこの中に多岐に渡って共通することがあるなっていうふうに思ってるんですけど、まず担い手のところの支援ができる組織を必要と思われるっていうことと、あと下の多面的活動組織の農地水のなんていうんすかね、こちら側の立場として労働力不足とかいろんなことがあるので軽減できるように求めますっていうことと、あとは後継者の雇用とかの確保っていうところ、これグッとまとめて、どっちにも同じように共通してる事だと思うんですけど、農協とか市でっていうふうな、市でやればとか、農協でやったらいいじゃみたいな何かこう、勝手な都合のいい解釈しまうような感じが私はちょっと受けとめてしまったんですけど。なので、みんなで協力してね、資金を協力して1個作るとかっていうような何かこう、具体的なこういうふうにすると市でしないこったら農協でしないこったら、んでシルバーでもって何とか責任のなすりあいみたいな。みんなで責任のなすり合いみtainな感じになるので、そういう組織を作ったらその中で、あとは急に病気とかねけが度がして、従事できなくなったりとか、いろいろあとは後継者を育てるとか、何ていう場所になるかわかんないけどそういう組織を作った中で、雇用体系をきちんとした中で、後継者を育てつつ、草刈もちょっと不足した尽力も提供しつつ、あとは、水路とかねそういう昔は払いとかなんかもう全くできないような状態になってるものになんつうんですかね。そこをそこが人を派遣するのが利用してお金を払うとか、何かもう少しか抽象的な表現じゃなくてもうちょっと具体的な何かこうわかりやすいようなのを入れて欲しいなというふうに感じました。

事務局

ありがとうございます。私も、最初もっと抽象的な表現だったところに対して委員からご意見いただいて、1歩まず進んだところでございますがさらに、具体的な表現も必要かなというところは感じる部分もございますが、計画を進める上で効果的な表現と、強く言うことのバランスも大切なのかなとも思っています。まずはこういった表現があるかっていうのを私の方でも検討させていただきながら、できる限り具体的に伝わりやすく、そして現実性ってのもあるかと思いますが、そういった部分も踏まえてその具体的にどう表現したら有効だろうということを視点に持って、もう一度見直していきたいと思います。ありがとうございました。

13 番委員

何度もすみません。この一番の開田地帯の対策についてってあるんですけども、開田を斜めにして、牧草を取りやすいようにっていう作業がしやす

	いようについてというのがいいなど。案として出てますけど、そんなときに、田んぼダムの役割じゃないですけど、開田って結構住宅に近いところに、あるかと思うんです。そういう場合に、その危険性、土砂崩れになったりとか、そういうふうなことの配慮が必要かなと思います。田んぼダム的な働きをしてるところは、そういうふうに生かす、そしてそれに助成もらうとかね、そういう訴えるところがあってもいいんじゃないかなっていうふうに思います。以上です。
事務局	ご意見ありがとうございます。これ実は迫で出した意見の中で、意見議論の中に、確か田んぼダム、みたいな意見があったにもかかわらず表現が、ここに載っかってなかったなというのがありますのでそういった部分もあることをその開田のところの部分で表現できるように整理をしたいと思います。ありがとうございます。
議長	質疑ございませんか。 《質疑なしの声確認》 ないようですのでこれで質疑を終わります。 これより議案第 74 号について採決します。 お諮りします。 本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案第 74 号登米市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案については、原案の通り非農地として決定することにいたしました。
議長	以上で、総会日程は終了しました。 令和 6 年度第 11 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和7年2月26日

議長(会長)

高橋清範

議事録署名人 18 番

芳村忠市

議事録署名人 19 番

芳賀秀二